

作成日：2011年2月1日

オーストリア共和国

特許庁の所在地：

Federal Ministry for Economic Affairs,
Austrian Patent Office

Dresdner StraBe 87,
P. O. Box 95,
A-1200 Wein,
Austria

Tel : 43 1 53424-0

Fax : 43 1 53424-200

E-Mail : Ingrid.weidinger@patentamt.at

Website : www.patentamt.at

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (European Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV)
- (7) 世界貿易機構 (WTO)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (International Trademark Registration)
- (9) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (International Trademark Registration (Protocol))
- (10) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ協定 (Hague Agreement)
- (11) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)
- (12) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)

2. 現地代理人の必要性有無

オーストリア国内に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

Chamber of Patent Attorneys (Osterreichische Patentanwaltskammer)
Osterreichische Patentanwaltskammer
Linke Wienzeile 4/1/9, A-1060 Wien
電話： 43-1-523-43 82
Fax： 43-1-523-43 82-15
E-mail: info@oepak.at

4. 出願言語

ドイツ語、英語、フランス語です。

5. その他関係団体

不明です。

6. 特許情報へのアクセス

不明です。

特許制度

1. 現行法令について

2006年の改正法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

願書は、現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

ドイツ語の明細書等の提出が必要ですが、フランス語又は英語の言語でもって提出することができます。

この場合には、出願日から3ヶ月以内にドイツ語の翻訳文を提出する必要があります。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney) 及び譲渡証 (Assignment)

提出不要です。

(5) 発明者宣言書 (Designation of Inventor-ship)

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

- ・特許庁から提出要求があった場合に提出します。
- ・優先権証明書の翻訳文も特許庁から提出要求があった場合に提出します。

3. 料金表 (単位: ユーロ (€))

(1) 出願料金	50
(2) 出願公開料金	130
(3) 特許付与料金	200
(4) 拒絶査定不服申し立て料金	220
(5) 異議申し立て料金	150
(6) 年金	
3年度	70
4年度	150
5年度	150
6年度	150
7年度	270
8年度	270
9年度	270

10年度	500
11年度	500
12年度	500
13年度	850
14年度	850
15年度	850
16年度	1400
17年度	1400
18年度	1400
19年度	1400
20年度	1400

4. 料金減免制度について

国際出願が受理官庁としてオーストリア特許庁にされた場合には、国内段階移行の際の手数料は不要です。

5. 実体審査の有無

特許出願は実体審査されます。

6. 出願公開制度の有無

特許出願は出願公開されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、特許庁は方式的要件の審査、出願公開、実体審査を全ての出願に対して行います。

審査請求制度は、採用されていません。

(1) 方式的要件の審査について

- ① まず、出願書類の様式上の要件、発明の単一性について審査されます。
- ② 方式的要件を満たしていなかった場合には、補正指令が発行され、出願人は当該指令書発行日から2ヶ月以内に、応答しなければなりません。なお、この期間は請求により延長することができます。
- ③ 当該補正指令に応答したが、依然として要件を満たしていなかったと判断された場合、また応答しなかった場合には、出願は拒絶されます。

(2) 不特許事由について

次の事由は特許を受けることができません。

- ・芸術的な創作物である場合
- ・発見や、科学上の理論に過ぎない場合又は算術的な方法の場合
- ・精神的な行為の場合、遊戯方法や商業的な活動のための計画等の場合
- ・コンピュータプログラム自体の場合
- ・公序良俗に反する場合

(3) 新規性について：

絶対的新規性が採用されています。

従って、出願に係る発明がその出願日前（優先権を主張する場合は、優先日前）に世界中のいずれかの国で、公知、公用、又は刊行物に記載されている場合には、新規性はなく、特許を受けることはできません。

但し、次の場合は、新規性喪失の例外が適用されます。

①出願人の意に反して発明が公表された場合

②発明が国際的な博覧会に出品されたことにより公表された場合

但し、いずれの場合でも、公表された日から6ヶ月以内に出願がされ、国際的な博覧会に出品した場合は、出願と同時に出品に関する陳述書を提出し、且つ出願日から4ヶ月以内に、博覧会に出品したことを証明する証明書を提出する必要があります。

(4) 出願公開について

① 出願日（又は優先日）から1年6ヶ月、出願内容は公開されます。

出願公開により、いわゆる仮保護の権利が発生します。

② 出願公開後、第三者は情報提供をすることができます。

(5) 実体審査について

① 出願に係る発明が、特許要件（新規性、進歩性又は産業上の利用性等）を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行され、出願人は当該拒絶理由通知書における指定期間内に、意見書や補正書を提出することができます。

② 上記拒絶理由通知に対して提出された意見書等により、依然として拒絶理由を解消していないと判断された場合には、最終的に出願は拒絶査定がなされます。

③ この拒絶査定に対して、出願人が不服を有する場合には、当該査定書の発行日から2ヶ月以内に、審判請求をすることができます。

④ 一方、審査官が拒絶理由を発見しなかった場合、又は上記拒絶理由通知に対して提出された意見書等の提出により、拒絶理由が解消したと判断された場合には、特許付与の通知が発行されます。

この特許付与通知に対して特許付与手数料が納付された場合、特許が付与され特許付与が公告されます。

特許付与が特許原簿に登録され、出願人に特許証が送付されます。

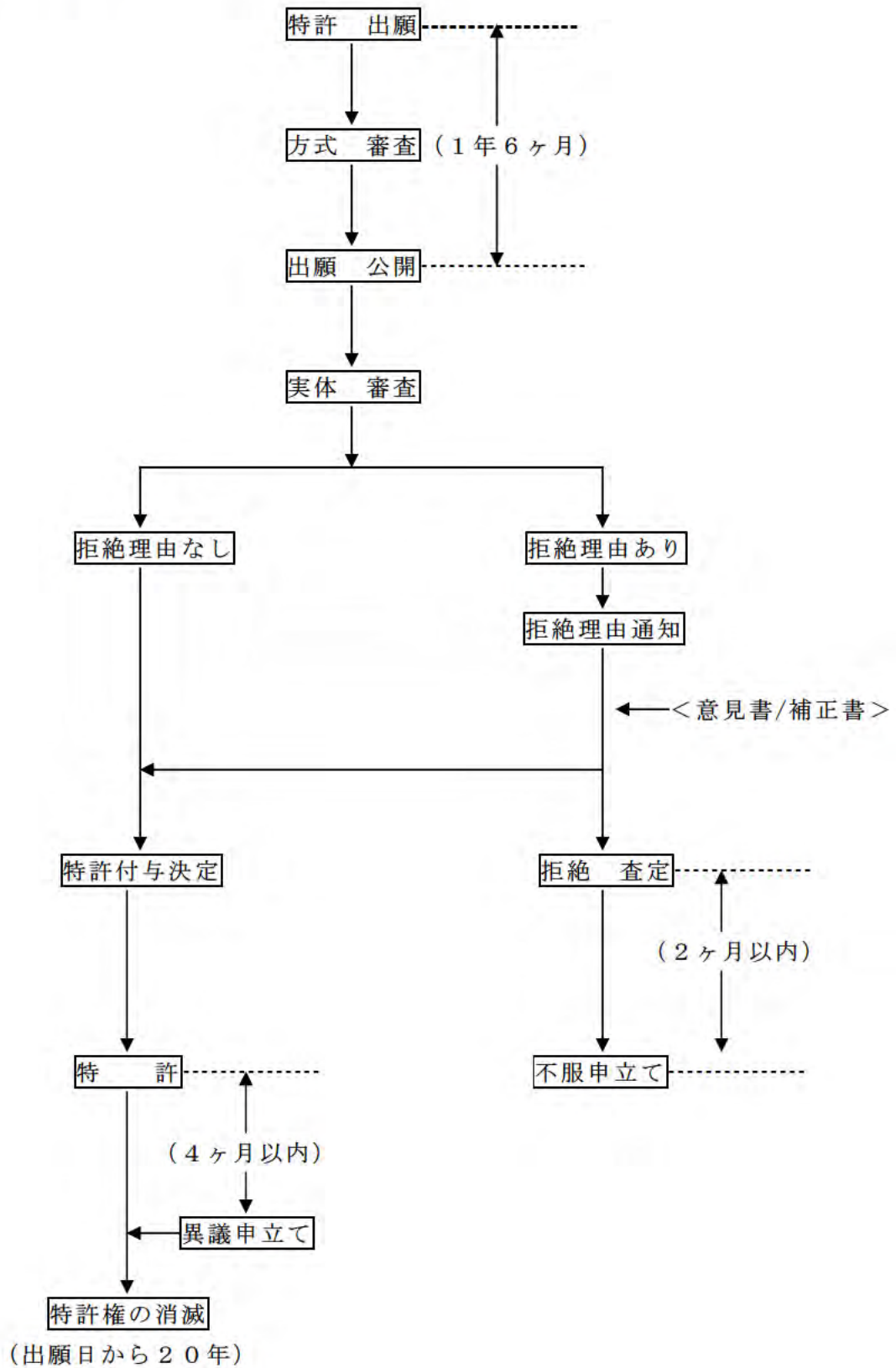
(6) 分割出願について

- ① 審査により発明の単一性を満たしていないと判断された場合には、拒絶理由通知が発行され、出願人は拒絶理由通知書の指定期間内に分割出願をすることができます。
- ② 自発的な分割出願は、出願が拒絶査定又は特許付与の決定まで、することができます。

(7) 異議申し立てについて

- ① 特許付与が公報に公告された日から4ヶ月以内に、異議申し立てをすることができます。
異議申し立ての主な理由は、次のとおりです。
 - ・ 特許発明が新規性等の特許要件を満たしていなかった場合。
 - ・ 開示不十分な発明に対して特許が付与された場合。
 - ・ 明細書等についての補正が出願当初の開示範囲を超えてされていた場合等です。
- ② 異議申立書の副本が特許権者に送達され、特許権者は送達日から2ヶ月以内に、答弁書を提出することができます。
- ③ なお、異議申立ての決定に対しては、決定の日から2ヶ月以内に不服申し立てをすることができます。

出願から特許権の消滅までのフローチャート



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から20年です。
- (2) 出願を維持するために、出願から第3年目から、いわゆる出願維持年金を納付する必要があります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から30ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：下記書類のドイツ語による翻訳文の提出が必要です。
 - ・明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ・19条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文

11. 留意事項

オーストリア国で発明の保護を求める場合、直接パリルートによる出願は少ないかと思われますので、EPC出願ルートによりオーストリア国において特許を有効化する場合について説明します。

- (1) オーストリア国の公用語はドイツ語です。

EPC出願の手続言語は、我国からの出願はその殆どが英語かと思われます。また、オーストリア国を指定国に含まれている場合には、同時にドイツ国も指定国に含まれていることと思います。

また、EPC出願の代理人はその大部分がドイツ国又は英国の代理人を選定するかと思われます。

このような場合には、EPC出願が特許になる場合にはクレームのドイツ語訳文の提出が必要となりますので、ドイツ国の代理人に対してEPC特許の明細書等の翻訳文を作成し、オーストリア国の代理人にその翻訳文を送付するよう依頼すべきでしょう。

オーストリア国でEPC特許を有効にするためには、オーストリア国特許庁にEPC特許のドイツ語訳文の提出が必要となり、翻訳文作成費用の軽減を図ることができるからです。

- (2) 上記EPC特許のドイツ語訳文は、EPC出願が特許になった場合特許後所定の期間内にオーストリア国特許庁に提出する必要がありますので、その期間に十分留意して下さい。

実用新案制度

1. 現行法令について

2005年の改正実用新案法が適用されています。

2. 実用新案出願時の必要書類

特許出願の場合と同様です。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、
国名、出願年月日及び出願番号を記載します。

(2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims)

(3) 図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状及び譲渡証 (Power of Attorney & Assignment)

提出は不要です。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

特許出願の場合と同様です。

3. 料金表 (単位: ユーロ (€))

(1) 出願料金	50
(2) 公告料金	130
(3) 不服申立て料金	220
(4) 年金	
2年度	80
3年度	80
4年度	80
5年度	80
6年度	190
7年度	190
8年度	190
9年度	190
10年度	190

4. 料金減免制度について

減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておられません。
登録後、実用新案の内容が公表されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、方式的要件、実用新案の登録性自体、考案の単一性について審査されます。従いまして、新規性や進歩性の有無については審査されません。

(1) 実用新案の保護対象について

発明と同一対象について、実用新案として保護を受けることができます。
従いまして、オーストリア国では方法も保護されることとなります。
即ち、実用新案は、物品、装置や機械、方法や物品の使用について保護を受けることができます。

(2) 不登録事由について

次の事由については、実用新案として保護を受けることができません。

- ・ コンピュータ プログラム自体で有る場合
 - ・ 動植物の品種の場合
 - ・ 公序良俗に反する恐れのある場合
- 等です。

(3) 新規性について

特許出願の場合と同様です。

(4) 方式的審査について

- ① 方式的要件、登録性自体また考案の単一性の要件を満たしているか否かについて審査されます。
- ② これらの要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行され、出願人は当該通知日より2ヶ月以内に補正等を行うことができます。
- ③ 考案の単一性を満たしていないと判断された場合、出願人は当該通知日より2ヶ月以内に、クレームの補正や分割出願を行うことができます。
上記期間内応答せず、又は不十分な応答の場合には、出願は拒絶されます。
- ④ 一方、登録要件を満たしていると判断された場合には、新規性についての調査報告書が発行されます。
- ⑤ 出願人は、調査報告書発行時に発行日から2ヶ月以内に、公告料金を納付するよう要請されます。
- ⑥ 上記所定の期間内に料金が納付されますと、公報に公告され実用新案権と

して原簿に登録されます。

⑦ なお、出願人は新規性調査報告書の発行日から2ヶ月以内に、明細書等について補正をすることができます。

(5) 不服申立てについて

登録要件等の決定に対して、出願人は決定書の発行日から2ヶ月以内に、不服申立てをすることができます。

(6) 異議申立てについて

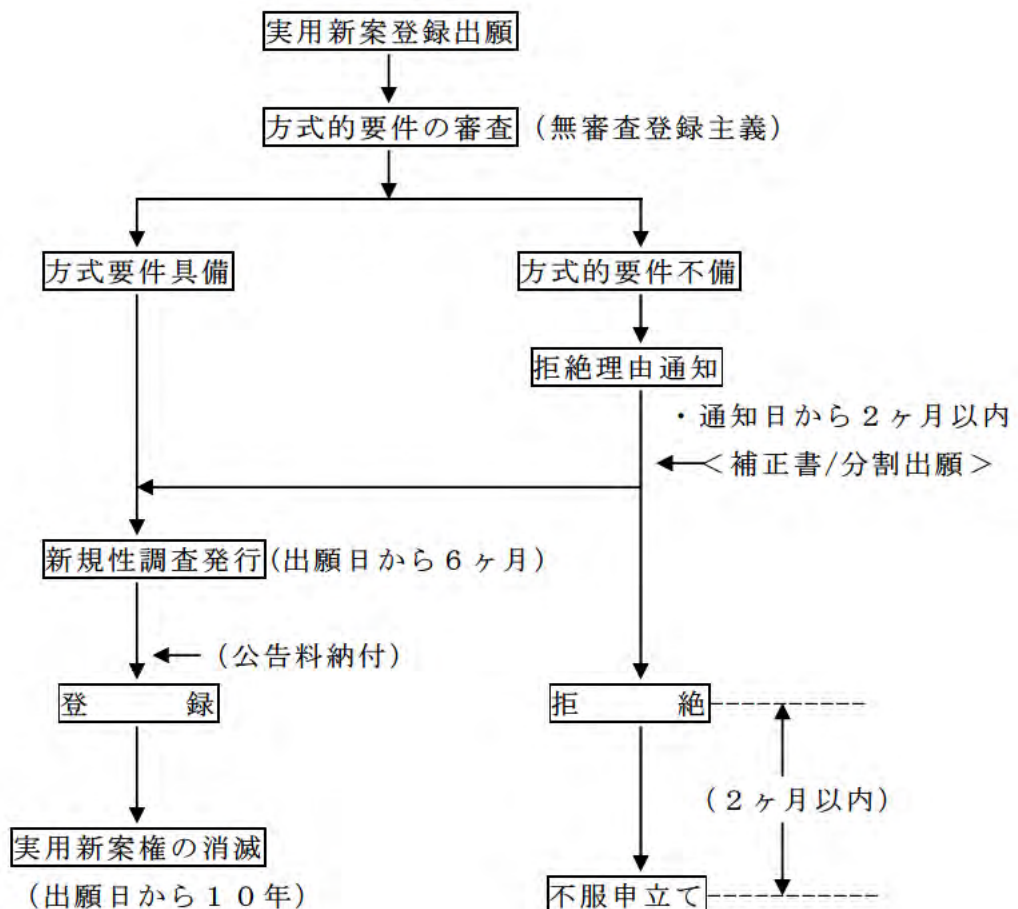
異議申立ては規定されておられません。

但し、何人も実用新案登録の無効を請求することができます。

主な無効理由は次の通りです。

- ・ 考案に新規性や進歩性がなかった場合
- ・ 明細書の開示が不十分であった場合
- ・ 補正が出願当初の開示範囲を超えていた場合等です。

出願から実用新案権の消滅までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 実用新案権の存続期間は、出願日から10年です。
実用新案登録日から発生します。
- (2) 年金は2年度から納付する必要があります。

10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

規定はありません。

11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

PCT 出願により、オーストリア国において実用新案として保護を求めることができます。

- (1) 国内段階移行時期： 優先日から30ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類： ドイツ語による下記書類の翻訳文の提出が必要です。
国際出願時の明細書・請求の範囲・図面中の説明
19条補正書及び陳述書
34条補正書等

12. 留意事項

特許出願の場合と同様です。

意匠制度

1. 現行法令について

現在は、2003年8月27日施行の意匠法が適用されています。オーストリアには、国際意匠登録制度を創設するヘーグ協定が適用されていません。

2. 意匠出願時の必要書類

- (1) 願書：出願人の名称及び住所、創作者の氏名及び住所、意匠に係る物品名（ロカルノ意匠国際分類）、優先権を主張する場合には、最初の出願国名・出願日及び出願番号、秘密意匠の請求をするか否かの表示を記載します。
- (2) 意匠を表わした図面または写真（2通）：意匠を複数の角度から見た図面（正面図、背面図、平面図等）も提出することができます。必要に応じて見本も提出することができます。
- (3) 意匠に関する100語以内の説明：希望する場合のみ。
- (4) 優先権証明書：要求された場合にのみ提出します。
- (5) 優先権翻訳：要求された場合にのみ提出します。基礎出願が英・独・仏以外の場合に要求される可能性があります。
- (6) 委任状：職業代理人がいる場合には、通常は必要ありません。
★一の意匠出願で、ロカルノ意匠国際分類の同一クラスに含まれる複数の意匠を50まで含めることができます。

3. 料金表(単位：ユーロ(€))

- (1) 意匠出願
 - * 一意匠の場合 50
 - * 複数意匠の場合 100
 - * 11番目以降の各意匠 10
 - * 秘密意匠の場合の手数料 出願費用総額の50%
 - * 意匠見本の保管料 80
- (2) 更新料
 - * 一意匠の場合 100
 - * 複数意匠の場合 100 (各意匠につき)
- (3) 譲渡の登録 70
- (4) 不服申立て 220
- (5) 無効申請 450
- (6) 最高裁への上訴 600

4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

意匠出願については、意匠の定義に該当するか否か等の方式審査のみで、新規性等の実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておりません。

7. 審査請求制度の有無

意匠出願については実体審査が行われませんので、出願審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

意匠出願については、方式審査のみが行われ、新規性、独自性等の不登録事由に該当するか否かの審査は行われません。方式審査は、出願意匠が意匠の定義に該当するか、公序良俗に反するか否か、コンピュータプログラムであるかについて行われます。

方式審査の結果、出願意匠が方式要件を満たしていないと判断された場合には、出願人にその旨通知され、意見書、補正書の提出機会が与えられます。意見書等の提出によっても依然として方式要件を具備しないと判断された場合には、出願は拒絶されます。出願人は、拒絶査定に対して不服がある場合には、その査定の通知から1カ月以内に審判を請求することができます。

一方、方式要件が満たされていると判断された場合には登録され、意匠登録証が発行されます。その後、意匠の内容は登録公報により公告されます。秘密意匠の請求がなされている場合には、最長で出願日（優先日）から18ヶ月まで意匠の内容は公告されません。なお、公告に対する異議申立て制度は採用されておりませんが、登録の無効・取消し制度が採用されており、主な不登録事由は以下の通りです。

【主な不登録事由】

(1) 新規性を有していないこと

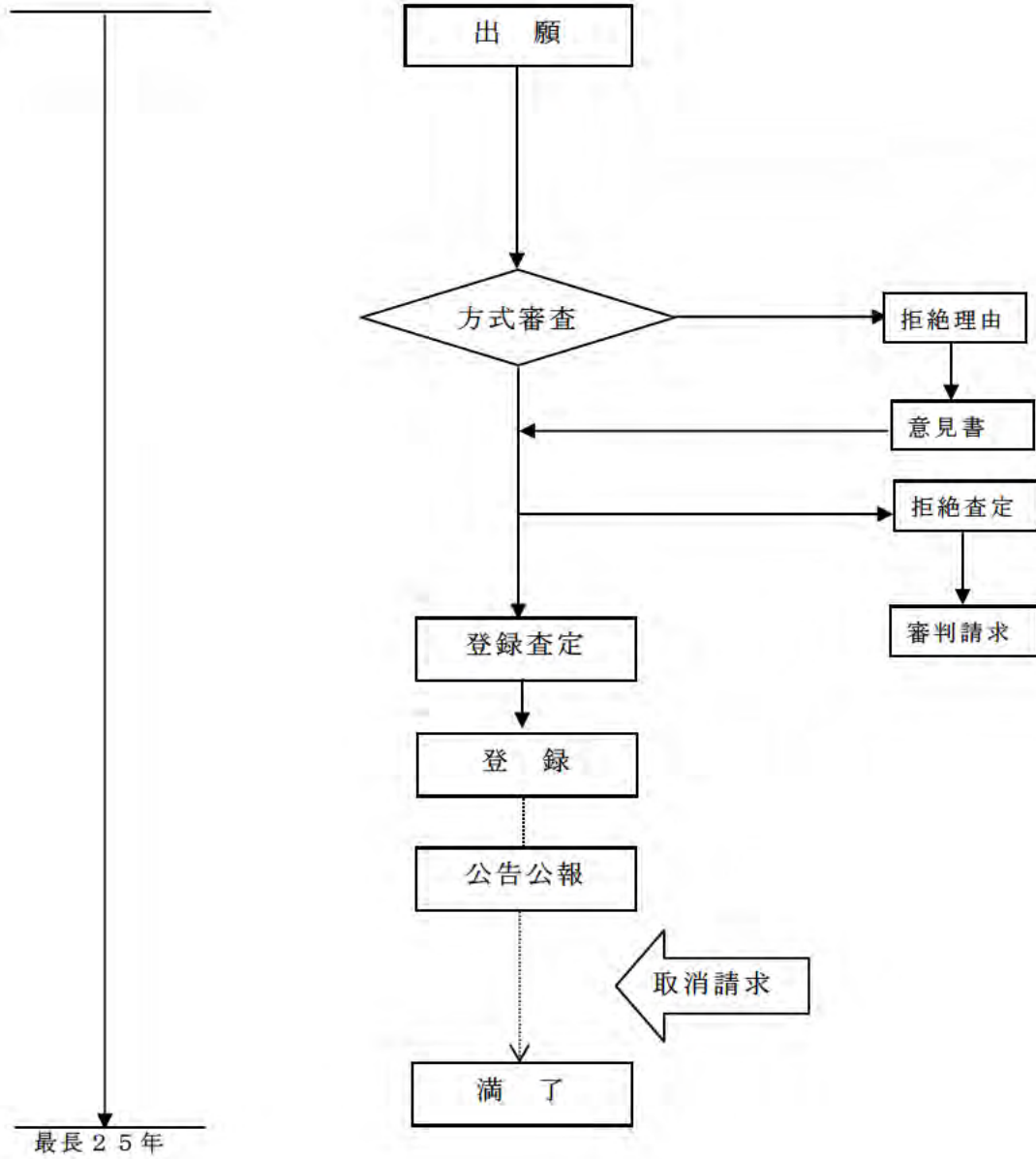
意匠は、その出願日（又は優先日）前に同一の意匠が、登録、展示、取引上の使用などによって世界のいずれかの場所で公衆の利用可能な状態に置かれていなければ新規性を有します。

(2) 技術的機能のみによって定められる外観の特徴を現す意匠

(3) 出願に係る意匠が、先願の意匠と同一又は類似の場合

<新規性喪失の例外>

創作者又は承継人が提供した情報・行為に起因する意匠の開示の場合には新規性は喪失しないものとされます。



9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は、出願日から起算して5年間です。ただし、各5年間につき4回の更新が認められていますので、最長存続期間は出願日から25年間となります。なお、この存続期間の更新は、必要な料金の納付により各5年目の最後の年度内に申請することが必要です。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されておられません。

11. 留意事項

(1) 定義

意匠とは、製品自体又はその装飾の線、外郭、色彩、形状、質感又は材料の特徴から生ずる製品の外観と定義されています。

(2) 無効・取消し

登録意匠が、新規性欠如等の不登録事由に該当する場合には、第三者は特許庁の無効部に対して登録の取消しを請求することができます。複数意匠登録の場合には、物品の一部についての無効・取消しを請求することもできます。特許庁の決定に対する不服申し立ては、2ヶ月以内に特許商標最高審判所に対して行います。

(3) 先使用权

意匠登録に係る出願日前（優先日前）にオーストリア国内で当該意匠を実施した場合には、自己の事業範囲内で先使用权が認められます。

(4) 国際登録等

オーストリアは欧州連合に加盟していますので、共同体意匠に基づく保護を受けることも可能となっています。

(5) 譲渡、ライセンス

譲渡、ライセンスは、第三者に対抗するためには、特許庁に登録する必要があります。

(6) 回復

正当な理由により期間を遵守することができなかった場合には、2ヶ月以内（遅くとも1年以内）に回復請求をすることができます。

商標制度

1. 現行法令について

現在、2006年商標保護法が適用されています。オーストリアはマドリッド協定議定書（マドプロ）、欧州共同体の加盟国ですので、マドプロに基づく国際登録及び共同体商標としての保護を受けることも可能です。

2. 商標出願時の必要書類

- (1) 願書：出願人の住所及び氏名、商品またはサービス及びその区分（ニース協定に基づく国際分類）、優先権を主張する場合には、基礎出願の国名、出願日、出願番号の表示。
 - (2) 商標の複製5通：図形商標、立体商標などの場合に必要とされ、文字商標の場合に商標の複製は必要ありません。文字商標以外の場合には、どの部分が商標として意図しているのかといった商標に関する簡単な説明書を提出することができます。
 - (3) 音響商標の場合：音符又はソノグラムによる商標の記述及び音響を録音した磁気ディスクの提出が必要です。
 - (4) 委任状：職業代理人が手続する場合には必要ありません。
 - (5) 優先権証明書：要求された場合にのみ提出すれば足ります。
 - (6) 団体の会員又は組合員の使用規則：団体商標の場合に必要です。
- ★オーストリアでは、一出願多区分制が採用されています。

3. 料金表（単位：ユーロ（€））

(1) 出願料：通常の商標出願の場合	
* 3区分まで	100
* 3区分を超える1区分ごと	25
(2) 出願料：団体商標の場合	300
(3) 標準調査	53
(4) 登録料	
* 通常の出願	200
* 団体商標	800
(5) 更新料	
* 通常の出願	500
* 団体商標	2000
(6) 不服申立て	220
(7) 無効・取消し請求	450
(8) 特許商標最高審判所への上訴	600

(9) 譲渡の登録	7 0 (団体商標は 2 0 0)
(1 0) ライセンスの登録	7 0

4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されておりません。

5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査（絶対的拒絶理由）の対象になります。相対的拒絶理由については登録後に取消し請求があった場合にのみ行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておりません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

商標出願については、最初に方式審査が行われます。方式要件を満たした出願については、出願人から先行商標との類似性（相対的拒絶理由）の調査の請求がなされている場合には、調査報告が出願人に送付されます。出願人は、調査報告から2ヶ月以内に、絶対的拒絶理由に基づく審査を希望するか否かを決定しなければなりません。上記調査の請求は任意ですので、調査の請求がない出願については、方式審査の後、絶対的拒絶理由についての審査が行われます。

審査の結果、絶対的拒絶理由（識別性など）に該当する場合には拒絶理由が通知され、出願人は、2ヶ月以内に指定商品・サービスの減縮補正、出願の分割などにより拒絶理由へ対応することができます。意見書及び補正書が提出されてもなお拒絶理由が解消されていないと認められるときは拒絶の査定がなされます。拒絶の査定に対しては、2ヶ月以内に特許庁の抗告部に不服申し立てをすることができます。抗告部の決定に不服の場合には、行政裁判所へ提訴します。

出願された商標が拒絶理由に該当しないときは、所定の登録料の支払いを条件として商標登録がなされます。登録に対する異議申立制度はありませんが、第三者は登録の無効・取り消しを請求することが可能です。

主な不登録事由は以下の通りです。

【主な不登録事由】

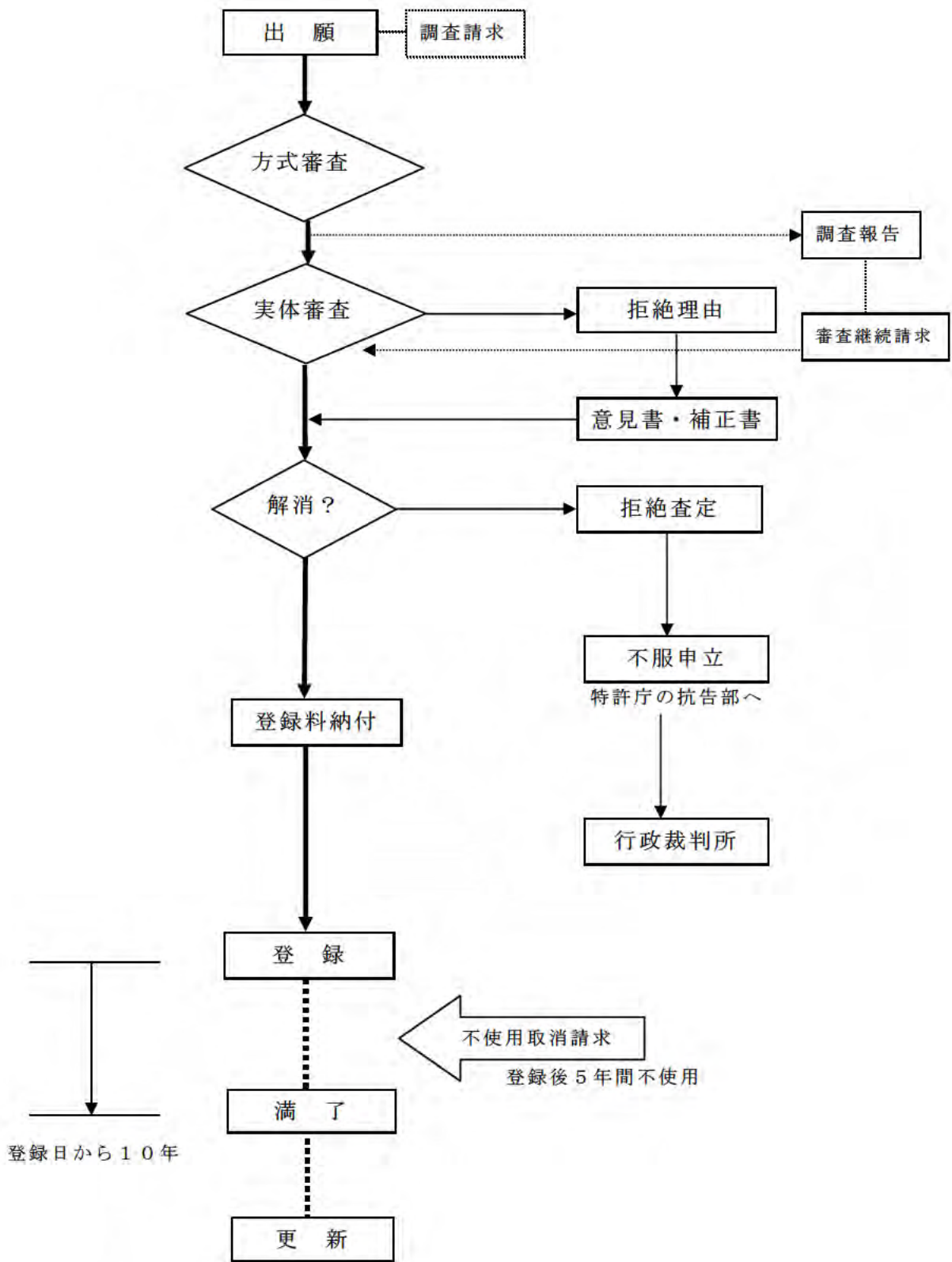
<絶対的拒絶理由>

(1) 視覚的に表現することができない標識

- (2) 識別力のない標識
- (3) 商品・サービスの種類、品質、量、価格その他の特性を表示するため標識のみからなる場合
- (4) 商品・サービスについて取引上慣用されている標識のみからなる場合
- (5) 公序良俗に反する商標
- (6) 商品の特性、品質、産地について公衆を欺罔するおそれのある標識
- (7) 国の紋章、国旗、赤十字、国際オリンピック委員会等の公共の標識のみによって構成されている標識

<相対的拒絶理由>

- (1) 他人の登録商標と同一又は類似であって、同一又は類似の商品・サービスについて使用される商標
- (2) 他人の周知商標と同一又は類似の商標
- (3) 他人の周知商標と混同を生ずるおそれがある商標
- (4) 他人の著作権を侵害するおそれがある商標



9. 存続期間及びその起算日

商標権の存続期間は登録日から起算して10年で満了します。存続期間は10年ごとに更新することができます。存続期間を更新するためには、存続期間の最終年度内又は満了後6ヶ月以内に更新登録出願をしなければなりません。使用証明は不要です。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用証明は必要ありません。

11. 保護対象

商標とは、視覚的に認識できる標識であって、ある企業の商品・サービスと他の企業のそれらと識別可能なものは商標登録の対象となります。したがって、人名、文字、数字、色彩、文字、デザイン、装飾、色彩の組み合わせ、商品若しくはその包装の立体形状、音響、ホログラム等は商標登録が可能です。単一の色彩については、極めて高い識別性獲得が要求されています。現在、芳香については商標登録の対象となっておりません。

12. 留意事項

(1) 不使用取消し制度

登録商標が指定された商品又はサービスについて5年以上使用されていないときは、第三者の請求により登録を取消されることがあります。

(2) 無効・取消し制度

商標登録が、絶対的拒絶理由又は相対的拒絶理由に違反してなされたことを理由として商標登録の取消しを請求することができます。また、登録商標が普通名称となった場合にも、商標登録が取り消される可能性があります。

但し、請求人の先行商標との抵触を理由とする場合であって、請求人が後願者（被請求人）の使用を知らず5年間黙認していた場合には、取消し請求は認められません。

(3) 欧州共同体商標制度

2004年5月1日、オーストリア共和国は欧州共同体に加盟していますので、オーストリア共和国国内商標に加えて共同体商標による保護を受けることも可能です。

(4) 国際商標登録

オーストリアは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書の加盟国ですので、国際登録出願経路によりオーストリア共和国で保護を受けることも可能です。

(5) 譲渡、ライセンス

商標権は、業務の移転を伴わずに譲渡することが可能です。譲渡は、第三者に対してその有効性を主張するためには、特許庁へ登録する必要があります。登録するためには、①譲渡人及び譲受人双方により署名された譲渡証書、②委任状、③所定の手数料の納付が必要です。譲渡証書の譲渡人の署名については認証をうけることが必要とされています。

ライセンス契約は、独占的又は非独占的のいずれの場合でも、必ず書面で行う必要があります。第三者に対してライセンスの有効性を主張するためには、特許庁へ登録する必要があります。ライセンスを登録するためには、①当事者双方により署名された契約書の原本、②委任状、③所定の手数料の納付が必要です。

(6) 団体商標

団体商標とは、団体（法人）の構成員又は組合員の商品・サービスを、他の取引者の商品・サービスから区別するためにその構成員又は組合員によって市場に置かれる商品・サービスの共通の名称を創出する目的で使用される標章をいいます。団体商標についても譲渡が認められています。